

令和5年度 千葉県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 進捗状況

1 必須事業

保健所	区分	事業名	実施回数	実数	延数	事業目的・内容	①対象者 ②出席者数 ③会場 ④時間 ⑤周知方法 ⑥受付方法	評価・事業の効果	従事者(1回あたり)	
									職種	人数
習志野	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	小児慢性特定疾病医療費助成制度申請時面接(療育指導連絡票持参者)	随時	9	24	療育指導連絡票を持参した小児慢性特定疾病児童等やその家族の療養上の不安軽減・解消を図るため、医療機関からの療育指導連絡票に基づき、必要な内容に応じて面接等により、相談指導を行う	①小児慢性特定疾病児童等とその家族(療育指導連絡票33枚) ②左記のとおり ③習志野保健所および対象児宅等 ④随時 ⑤医療費助成制度申請時 ⑥医療費助成制度申請時に連絡票を持参した場合に実施。	療育指導相談票に具体的な療育指導の依頼内容の記載があり、情報収集・個別支援方針の検討に活用している。必要なケースについては、継続支援を実施。	保健師	1
市川	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	小児慢性特定疾病医療費助成制度申請時面接および電話面接、訪問(療育指導連絡票に基づく)	随時	1	1	目的および内容 療育指導連絡票を提出された小児慢性特定疾病児童等やその家族における療養上の不安軽減を図るため、保健師が面接、電話面接および訪問し相談支援を行う。	①療育指導連絡票提出の小児慢性特定疾病医療費助成制度申請者および受給者とその家族 ②左記のとおり ③市川保健所、対象児宅、対象児が入院する病院 ④随時 ⑤医療費助成制度申請時 ⑥医療費助成制度申請時に、療育指導連絡票を提出されたケースに実施する。	療育指導票に記載事項に基づき、療養状況について確認の上、必要な支援を保護者と検討し、状況に応じて自宅訪問、関係機関との連絡調整などを行う機会としている。	保健師	1
松戸	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	小児慢性特定疾病医療費助成制度申請時および訪問	随時	5	5	目的および内容 療育指導連絡票を持参した小児慢性特定疾病児童等やその家族の療養上の不安軽減を図るため、医療機関からの療育指導連絡票に基づき、必要な内容について相談を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成制度申請者および受給者とその家族 ②左記のとおり ③松戸保健所 ④小児慢性特定疾病医療費助成制度申請時(随時) ⑤県担当課より周知 ⑥申請時に療育指導連絡票が添付された場合に対応	・電話にて保健指導を実施。 ・「医師が依頼する項目」に沿って保護者等に指導を実施。併せて療養状況を確認。 ・保護者等との関係構築、児の療養環境や今後の治療方針等をともに考えることができる機会になっている。 ・来年度も継続する。	保健師(HC)	1
野田	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	療育相談指導	随時	0	0	・目的 小児慢性特定疾病児童等やその家族が抱える日常生活上の悩みの軽減を図る。小児慢性特定疾病児童等やその家族等が災害時及び緊急時に備えることができる。 ・内容 小児慢性特定疾病児童等やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要な関係機関との連絡調整を行う。特に災害時及び緊急時に要支援児及びその家族がより安全な対応ができるよう調整及び助言する。	①相談のあった、あるいは支援が必要である小児慢性特定疾病児童等 ② ③小児慢性特定疾病児童等やその家族等の自宅、及び当保健所 ④適宜 ⑤更新及び新規申請時に相談カードを配布。支援が必要な小児慢性特定疾病児童等に ⑥ ⑤と同様	対象となる児童なし	保健師	1
印旛	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	小児慢性特定疾病児童等とその家族への個別支援	随時	32	34	目的:療育指導連絡票を持参した小児慢性特定疾病児童等やその家族の療養上の不安軽減・解消を図るため 内容:医療機関からの療育指導連絡票に基づき、必要な内容について面接・電話等での相談指導を行う。	①小児慢性特定疾病児童等とその家族 ②療育指導連絡票提出者(40名) ③所内 ④随時 ⑤医療費助成制度申請時 ⑥医療費助成制度申請時に連絡票を持参した場合に実施。郵送申請の場合は後日電話連絡で状況確認を行う。	療育指導相談票に具体的な支援依頼内容の記載があり、個別支援方針に役立った。必要なケースについては、継続支援を実施している。	保健師	1~2
香取	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	小児慢性特定疾病児童等やその家族に対する個別指導(療育指導連絡票に基づく)	1	1	1	目的:小児慢性特定疾病児童等やその家族の療養生活上の悩みや不安の解消を図る。 内容:小児慢性特定疾病児童等やその家族に対し、保健師が電話相談や面接、訪問を行う。	①小児慢性特定疾病児童等とその家族 ②面接1件 ③保健所 ④随時 ⑤申請時 ⑥申請時に療育指導連絡票が添付されている場合に対応。	更新時に療育指導連絡票を受理した小児慢性特定疾病児童1名に対し面接を1回実施した。母や家族の気持ちを傾聴し、療養上の不安を解消した。	保健師	1
山武	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	療養相談事業	0	0	0	目的 小児慢性特定疾病児童等やその家族の日常生活上の悩みや不安軽減を図る。 内容 療育指導連絡票に基づき、小児慢性特定疾病児童等やその家族に対し、保健師等が必要な内容について相談を行う。	①小児慢性特定疾病児童等やその家族 ②0 ③山武保健所、対象者自宅 ④随時 ⑤県担当課から周知 ⑥療育指導連絡票が提出された場合に実施	療育指導連絡票の受理が0件であったため、未実施	保健師	1

君津	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	療育相談事業	随時	0	0	目的 小児慢性特定疾病受給者とその家族の療養上の不安の解消を図る 内容 保健師が療育相談連絡票に基づいた相談について面接及び訪問を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成受給者およびその家族 ②療育指導連絡票提出者(5名) ③君津健康福祉センターならびに対象児宅 ④随時 ⑤一 ⑥申請時に療育相談連絡票が添付されている場合に対応。	5名の療育指導連絡票の提出があったが、すでに対応しているケースがほとんどであった。対応していないケースについては具体的内容が「特にありません」とあり、昨年も同様の連絡票の提出があったが保護者から支援を求める言及がなかった。	保健師	1
長生	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	療育相談指導事業 訪問指導事業	随時	0	0	目的 小児慢性特定疾病受給者とその家族の療養上の不安解消を図る。 内容 療育指導連絡票に基づいた相談について面接や訪問を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成受給者およびその家族 ②実0延0 ③長生保健所及び対象者自宅 ④随時 ⑤申請時 ⑥申請時に療育指導連絡票が添付されている場合に対応	療育指導連絡票の受理が0件であったため未実施	保健師	
市原	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づく)	養育相談指導事業 訪問指導事業	随時	1	1	目的及び内容 小児慢性特定疾病児童等とその家族の療養上の不安の解消を図るために、保健師が療育指導連絡票に基づいた相談について面接及び訪問を行う。	①小児慢性特定疾病児童等とその家族 ②左記のとおり ③市原保健所もしくは対象者宅 ④随時 ⑤在宅で人工呼吸器や喀痰吸引を行う小児慢性特定疾病医療費助成受給者に更新申請書類に療育指導連絡票と説明文を同封。 新規申請書類希望者に申請案内とともに療育指導連絡票と説明文を配布。 ⑥申請時に療育指導連絡票が添付されている場合に対応。	療育指導票に記載事項に基づき、療養状況について確認の上、必要な支援を保護者と検討し、状況に応じた支援を図る機会としている。 養育指導連絡票の受理は2件であったが、記載した医師と受給者で確認がとれず作成され実際は受給者は支援を希望していなかったのが1件、福祉制度の案内を希望されたが利用できる制度がなかったが1件である。 新規申請受付時に1件提出があり、申請時の様子からも心配な点があり、支援の必要がある対象の把握に繋がっていると考える。	保健師	1
習志野	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病児童等訪問相談員事業		0	0	(目的および内容) 小児慢性特定疾病児童等やその家族の療養上の不安解消を図るため、保健師等の訪問相談員が自宅へ訪問し、必要な内容について相談を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者とその家族②0回③対象児宅等④随時⑤地区担当保健師が必要と認めた場合に個別に案内⑥家族の希望時に受付		保健師	1
市川	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病指定医療費助成制度申請時面接および訪問	随時	19	22	目的および内容 小児慢性特定疾病受給者とその家族の療養上の不安解消を図るため、保健師が小児慢性特定疾病指定医療費助成制度申請時面接および訪問し相談を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成制度申請者および受給者とその家族 ②左記のとおり ③市川保健所および対象児宅、対象児が入院する病院 ④随時 ⑤制度申請時に直接声掛けを行う。 ⑥⑤の際に、了承を得られたケースに対応する。また、家族の希望時に対応する。	制度新規申請時に面接または電話を全数実施し、療養状況の確認や必要時自宅訪問、関係機関との連絡調整を図る機会とした。これらを行うことで、対象者との関係づくりやより良い療養生活を送る支援の一助となっている。	保健師	4
市川	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病指定医療費助成制度申請時面接および訪問	1回			目的および内容 24時間在宅人工呼吸器装着患児・者とその家族は日常から療養中に様々な不安や疑問の中で生活をしている。保健師が療養相談支援を行い、県内関係機関の周知や災害時の備えの普及、現在の医療環境を見直すことにより災害時の備えに対する意識づけを行い、小児慢性特定疾病受給者やその家族における療養上の相談を行う。	①24時間在宅人工呼吸器装着の小児慢性特定疾病医療費助成制度申請者および受給者とその家族 ②10名 ③対象児宅 ④R5.2月より1か月間 ⑤対象者へ直接連絡 ⑥電話、訪問等	年に1回在宅人工呼吸器使用児の保護者へ連絡し、療養状況の確認をする。さらに、災害時個票にて療養児の医療機器、在宅備蓄医療薬品等の情報を整理し、災害時に不足しているものを可視化する。併せて災害の備え、県内の関係機関のパンフレットを配布し啓発を行う。	保健師	4
松戸	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病医療費助成制度申請時および訪問	随時	23	144	目的および内容 小児慢性特定疾病受給者やその家族の療養上の不安解消を図るため、保健師が制度申請時に面接および必要な人に訪問し相談を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成制度申請者および受給者とその家族 ②左記のとおり ③松戸保健所ならびに患者宅 ④随時 ⑤制度申請時に案内 ⑥申請時に面接の了承を保護者にもらい受付。訪問は地区担当保健師が必要と判断した時、または家族の希望時に受付。	・新規ならびに更新申請時に、在宅人工呼吸器使用者を中心に面接や電話連絡を実施。 ・年1回在宅人工呼吸器装着児童の保護者へ連絡し災害の備えについて確認。不足事項については指導を行った。 ・家庭訪問21件実施。 ・面接や電話を通して受給者の療養状況や困りごとを共有し、使用しているサービスを把握する機会になっている。 ・来年度も継続する。	保健師(HC)	1
野田	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	療育相談指導	随時	14	73	・目的 小児慢性特定疾病受給者やその家族等が抱える日常生活上の悩みの軽減を図る。小児慢性特定疾病受給者やその家族等が災害時及び緊急時に備えることが出来る。 ・内容 小児慢性特定疾病受給者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、必要な関係機関との連絡調整を行う。特に災害時及び緊急時に要支援児及びその家族がより安全な対応が出来るよう調整及び助言する。	①相談のあった、あるいは支援が必要である小児慢性特定疾病受給者やその家族等 ②訪問(実6延8)面接(実8延12)電話(延53) ③小児慢性特定疾病受給者やその家族等の自宅、及び当保健所 ④適宜 ⑤更新及び新規申請時に相談カードを配布。支援が必要な小児慢性特定疾病受給者に適宜。 ⑥⑤と同様	・対象児に合わせた方法や頻度で相談を受け、適宜関係機関と連携を図りながら必要な支援を実施している。 ・対象児及び家族に対して災害時及び緊急時対応について助言することで、知識啓発となり、緊急時に対応できる環境整備につながっている。	保健師	1

印旛	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病児童等とその家族への個別支援	随時	120	180	目的:小児慢性特定疾病児童等や家族の療養上の不安解消を図るため。 内容:新規申請時は全数面接(郵送申請の場合は電話連絡)により状況把握を行う。 療育指導連絡票の提出者や更新申請者を含めて、必要なケースには訪問・面接・電話を組み合わせて継続的な支援を行う。 →2か月1回の所内事例検討会を活用してケースの共有も図っている。	①小児慢性特定疾病児童等とその家族 ②小児慢性特定疾病医療受給者証受給者 ③所内または患児の自宅等 ④随時 ⑤新規申請時等 ⑥地区担当保健師(不在時は代理)による申請時の窓口面接。郵送での新規申請に対しては電話連絡。	・新規申請時の面接で療養状況について確認し、必要に応じて関係機関への連絡等を実施した。 ・対象者との信頼関係の構築、相談できる場所として保健所を意識して・在宅機会となっている。 ・所内事例検討会でケースの共有・意見交換を行い、その結果を個別支援に活かすことができた。 ・在宅療養に関する不安を傾聴すると共に、活用できるサービスや相談窓口、患者会等を案内する事により対象者及び家族が	保健師	1~2
香取	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病児童等とその家族に対する個別指導	38	19	38	目的:小児慢性特定疾病児童等やその家族の療養生活上の悩みや不安の解消を図る。 内容:小児慢性特定疾病児童等やその家族に対し、保健師が電話相談や面接、訪問を行う。	①小児慢性特定疾病児童等とその家族 ②電話27件、面接実8件、延9件、訪問実2件、延2件 ③保健所及び患児宅 ④随時 ⑤申請時 ⑥患児の療養状況により地区担当保健師等が判断し支援する。	小児慢性特定疾病医療費助成制度新規申請者に対し、保健師が全数面接を実施。また、療養状況に応じて、地区担当保健師が面接や訪問等、個別支援を実施している。 新規申請者に対し全数面接を行うことで、療養状況の把握ができた。また、支援が必要な小児慢性特定疾病児童等及びその家族に対しては、継続的に個別支援を実施し、必要時関係機関と連携を図ることで、療養生活上の悩みや不安の解消に繋がっている。	保健師	1
山武	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	療養相談事業	10	8	10	目的 小児慢性特定疾病児童等やその家族の日常生活上の悩みや不安解消を図る。 内容 小児慢性特定疾病児童等やその家族に対し、保健師等が面接・訪問指導等を行う。	①小児慢性特定疾病児童等やその家族 ②実8延10 ③山武保健所等 ④随時 ⑤小児慢性特定疾病医療費助成制度申請時等 ⑥対象者の療養状況により、地区担当保健師等が判断し支援する。	小児慢性特定疾病医療費助成制度新規申請者に対し、保健師が全数面接を実施。その他、医療的ケア児童等対象者の療養状況に応じて、地区担当保健師が面接・電話等による個別支援を行った。 新規申請者に対し全数面接することにより、療養状況を把握でき、早期に必要な支援を行うことができるほか、対象者に相談窓口周知する機会にもなっている。	保健師	1
長生	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	療育相談指導事業 訪問指導事業	随時	面接 13 訪問 3	面接 13 訪問 3	目的 小児慢性特定疾病受給者とその家族の療養上の不安解消を図る。 内容 小児慢性特定疾病受給者とその家族に対し、面接や訪問を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成受給者およびその家族 ②左記のとおり ③長生保健所、対象者自宅 ④随時 ⑤申請時、対象者へ直接連絡等 ⑥電話、来所、訪問	・継続申請時医療的ケア児の対象者に対し面接や電話で療養状況の把握を行った。 ・訪問指導では、人工呼吸器使用中の対象者を優先し実施した。訪問により支援のニーズを把握し、訪問相談員派遣事業を開始し、支援体制の構築に努めた。	保健師	1
夷隅	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病医療費助成制度申請時面接	随時	11	12	小児慢性特定疾病医療費助成制度を受給する方とご家族が療養上の不安を解消し、病気をしながらその方らしく過ごせることを支援する。 申請時に保健師が面接を行い、不安や心配ごとなどに対して相談を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成制度を受給する児童とその家族。 ②左記のとおり ③夷隅健康福祉センター ④随時 ⑤申請案内リーフレットに記載、及び申請時に直接声掛けを行う。 ⑥申請時、全例に対して面接の声掛けを行い、了承を得られたケースに対応。その他電話等にも対応。	申請に来所したケースにはほぼ全例で面接を実施し、療養状況を把握を行い顔の見える関係づくりにつながった。 また、防災リーフレットを作成し、更新申請案内に同封して郵送や面接時等に配布し災害に対する啓発をおこなった。	保健師	1
安房	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	患者、家族のための相談支援事業	随時	34	34	小児慢性特定疾病児童等が地域で安心して暮らすことができるように、特に医療度が高い児童、災害時における支援優先度の高い児童等を対象に、個別相談を行い、療養状況に合わせて支援する。	①小児慢性特定疾患受給者 ②左記のとおり ③安房保健所、鴨川地域保健センター ④1人当たり平均20~30分 ⑤個別通知(電話・郵送) ⑥電話・来所・訪問	来所時に全数面接を実施したことで、療養状況を把握できたと同時に個別支援に繋げることができた。 また、療養状況シートを記載してもらうことで、災害への備えの確認と災害対策に関する啓発を行うことができた。	保健師(HC)	1
君津	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	療育相談事業	随時	面接 4 訪問 5	面接 4 訪問 5	目的 小児慢性特定疾病受給者とその家族の療養上の不安の解消を図る 内容 保健師が医療機器を装着している受給者及び家族を中心に面接及び訪問を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成受給者およびその家族 ②左記のとおり ③君津健康福祉センターならびに対象児宅 ④随時 ⑤制度申請時案内 ⑥申請時	継続ケースにおいては、更新申請時に訪問や面接を実施し、療養状況に応じて個別支援を行ったり、災害時の備えについて指導を行うことができた。 しかし、少数であり地区の特性等を把握するには不十分であるため、継続ケースだけでなく、新規申請時においても積極的に保健師の面接を実施しアセスメントする必要がある。	保健師	1
市原	療育相談指導 (療育指導連絡票に基づかない)	小児慢性特定疾病医療費助成制度申請時面接	随時	6	6	目的及び内容 小児慢性特定疾病児童等とその家族の療養上の不安解消を図るため、保健師が制度申請時に面接及び訪問を実施。	①小児慢性特定疾病児童等とその家族 ②左記のとおり ③保健所 ④随時 ⑤申請時 ⑥窓口・電話等	申請時に面接を実施することで療養状況や困っていること、思いの把握ができるため、必要に応じた支援の提供や信頼関係の構築に繋がっていると考えられる。	保健師	1

松戸	療育相談指導 (訪問相談員 派遣事業)	訪問相談員 事業	随時	1	3	目的および内容 小慢児童等やその家族の療養上の不安解消を 図るため、保健師等の訪問相談員が自宅へ訪 問し、必要な内容について相談を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成制 度受給者とその家族 ②3回 ③対象児宅 ④随時 ⑤地区担当保健師が必要と認めた場 合に個別に案内 ⑥家族の希望時に受付	・管理栄養士の資格を持つ相談員が対象児 宅を訪問。母からの療養上の悩みや不安を 傾聴したり、食事のアドバイス等を行った。 ・次年度以降も保護者の希望等に併せて実 施予定。	管理栄養士	1
野田	療育相談指導 (訪問相談員 派遣事業)	訪問相談員 派遣事業	7	4	5	・目的 療養環境確認の上、小慢児童やその家族が抱 える日常生活上の悩みの軽減を図る。 ・内容 小慢児童やその家族が抱える日常生活上の悩 みについて、プライバシーに配慮しつつ、個別 の相談、指導、助言等を行うため、保健師や 看護師を訪問相談員として派遣する。	①相談のあった、あるいは支援が必要 である小慢児童及びその家族等 ②適宜 ③小慢児童及びその家族等の自宅 ④適宜 ⑤特になし ⑥特になし	対象児に合わせた頻度で訪問し、療養状況 を把握することで、必要な支援の導入や関 係機関との連携につなげることができている。	看護師	1
印旛	療育相談指導 (訪問相談員 派遣事業)	訪問相談員 派遣事業	適宜	0	0	目的:小慢児童等やその家族が抱える日常生 活上の悩みについて、軽減し安定した療養生 活を過ごすことができるようにする。 内容:訪問相談員を派遣し、個別の相談、指 導、助言等を行う。	①小児慢性特定疾病患者とその家族 ②小児慢性特定疾病医療受給者証 ③対象者自宅 ④対象者と相談(1時間程度) ⑤対象者へ直接連絡 ⑥電話、訪問等	今年度は、対象者なく、実施なし。	社会福祉士 言語聴覚士 理学療法士 保健師 保健所保健師	いづれ か1 1~2
香取	療育相談指導 (訪問相談員 派遣事業)	訪問相談員 派遣事業	0	0	0	目的:医療依存度の高い在宅の小慢児童等と その家族の療養生活支援のために、相談員に よる訪問を実施する。 内容:保健師を訪問相談員として派遣し、小 慢児童等やその家族が抱える日常生活上の悩 みについて、プライバシーに配慮しつつ、個別 の相談、指導、助言等を行う。	①医療依存度の高い在宅の小慢児 童等 ②0回 ③小慢児童等自宅 ④1時間程度 ⑤対象者に直接連絡 ⑥実施対象者との面接、電話	対象児童なし。	保健師	1
山武	療育相談指導 (訪問相談員 派遣事業)	訪問相談員 派遣事業	0	0	0	目的 小慢児童やその家族の日常生活上抱える悩み や不安解消を図る 内容 訪問相談員を対象者の自宅に派遣し、個別 の相談、指導を行う。	①小慢児童とその家族 ②0 ③対象者自宅 ④随時 ⑤地区担当保健師が必要性を判断し 対象者に案内 ⑥面接、電話等	対象となる児童なし	保健師	1
長生	療育相談指導 (訪問相談員 派遣事業)	訪問相談員 派遣事業	随時	2	3	目的 小児慢性特定疾病受給者とその家族の日常生 活上の悩みについて軽減を図り、安定した療 養生活を送ることができる。 内容 訪問相談員を対象者の自宅へ派遣し、個別 の相談、指導、助言等を行う。	①小児慢性特定疾病医療費助成受 給者およびその家族 ②左記のとおり ③対象者自宅 ④1時間程度 ⑤対象者へ直接連絡 ⑥電話、訪問等	人工呼吸器使用中のケースに対し、訪問等 で把握した支援ニーズに対し、訪問相談員 による訪問を実施し、継続支援体制の構築 を図ることができた。 訪問相談員の初回訪問では、担当保健師が 同行し対象者との良好な関係づくりができ るよう配慮した。訪問により小慢児童の家 族から療養上の不安や悩みを傾聴し不安消 滅に繋げることができたと考えている。	看護師	1
市原	療育相談指導 (訪問相談員 派遣事業)	訪問相談派 遣事業	随時	4	5	目的および内容 小児慢性特定疾病児童等とその家族の療養上 の不安解消を図るため、保健師等の訪問相談 員が自宅へ訪問し、必要な内容について相談 を行う。 必要に応じて、施設見学に同行し、対象の施 設入所に向けて必要な情報収集や施設側への 説明などの支援を行う。	①小児慢性特定疾病児童等とその家 族 ②左記のとおり ③対象児宅・子ども園等 ④随時 ⑤地区担当保健師が必要と認めた場 合に個別に案内 ⑥家族の希望時に受付	訪問相談員は、看護師の他に養護教諭免許 も所持している。相談員自身が過去に小児 慢性特定疾病の医療的ケア児の療養生活を 支えていた母でもあるため、ピアカウンセリ ングも含めた相談も可能。対象に後悔しない選 択をしてほしいと考えて向き合っており、「相 談員と一緒に」と保育園の見学に行く決意 ができた対象がいることから訪問相談員と対 象の信頼関係が厚いと考えられる。	看護師	1
市川	ピアカウンセリ ング	ZOOM交流会	1回	1	1	目的 小児慢性特定疾病児の家族が療養上の悩み や不安について話し合い、互いの経験や体験 を共有することで必要な情報や知識を得て、 療養上の不安の軽減を図る。	①デュシェンヌ型筋ジストロフィー児 の家族 ②4名 ③ZOOM ④未定 ⑤電話・チラシ ⑥千葉電子申請	小児慢性医療費助成申請時面接や更新申 請時の療養状況アンケート等から対象者の 療養上のニーズを把握し、同じ悩みや不安 を抱えるピア同士をつなぐことで療養上の不 安の軽減を図る。コロナ禍で中止していたつ どいに代わるものとして、今年度はZOOM交 流会とし、育児・介護・仕事でまとまった時 間の確保が難しい家族が参加しやすい会とす る。	保健師	4
松戸	ピアカウンセリ ング	相談支援事 業	1	1	1	目的及び内容 小児慢性特定疾病児童等及びその家族が互 いに交流し、療養上の不安を軽減し、安心し て療養生活を送ることができる。	①小児慢性特定疾病医療費助成制 度受給者とその家族 ②16名 ③Zoom ④10月26日(木)午前11~12時 ⑤チラシを配布し周知 ⑥希望者がちば電子申請サービスより 申込	・Zoomにて交流会と講演会を開催。 ・自宅で行える安楽姿勢の工夫やリハビリを テーマに講演会を行った。保護者等が日常 生活の中で取り入れやすいポジショニング等 を考える機会となった。 ・在宅医療機器を使用しながらの外出の工 夫、行って良かった外出スポットの共有を目 的に交流会を行った。受給者だけでなく関係 機関からも情報提供してもらい、多くの情報 を得られる機会になった。 ・次年度はテーマを変えて実施予定。	保健師(HC) 訪問看護 ステーション 所長	2 1

長生	ピアカウンセリング	ダウン症児親の会によるピアカウンセリング	1回	1組 2人	1組 2人	【目的】 ダウン症等小児慢性特定疾病児童等を抱える保護者は身体や心理、社会的に不安を抱えている。療養上の悩みや不安についての助言を行い、不安の軽減を図る。 【内容】 療育経験者(ダウン症児親の会)によるピアカウンセリング	①小児慢性特定疾病児童等とその家族 ②1組2人 ③長生保健所 ④奇数月第3火曜日10:00~12:00 ⑤管内市町村にメールで周知、県ホームページに掲載 ⑥保健所での電話での受付	相談では、食事や身体発育等について、助言者の経験に基づく具体例を保護者へ伝えることができた。ダウン症児の育児経験のある方と普段話す機会が無かった相談者にとって、安心感を与えられた事業であったと考える。また、相談者へは自主グループの紹介を行い継続支援が図れるよう努めた。	ダウン症児親の会の会長 保健所保健師	1 1	
野田	こころの育成相談	移行期医療支援	1			・目的 患者・家族及び関係機関職員が自律(立)をイメージすることで、年齢に合った最善の医療を受けることができる。 ・内容 講演会・個別相談 テーマ「移行期医療ってなに？」 講演①「慢性疾患とともに大人になるあなたへ」 講師:千葉県移行期医療支援センター(千葉大学内)湯口梓先生(看護師)  講演②「こどもからおとなへのみちのり～移行期医療支援センターの取組みについて～」 講師:千葉県移行期医療支援センター(千葉大学内)江島咲紀先生(医療ソーシャルワーカー)	①中学1年生以上の受給者及び家族、関係機関職員 ② ③オンライン開催(zoom) ④令和5年12月27日(水) 午後1時30分～午後2時30分 ⑤郵送 ⑥QRコードより申込		保健師	4	
市原	こころの育成相談	医療講演会	1			目的 小児慢性特定疾病患者及びその家族が、不安や悩みの解消を図ることができる。	①小児慢性特定疾病児童等とその家族 ②一 ③オンデマンド ④令和6年1~3月開催予定 ⑤対象者に郵送 ⑥動画視聴		医師 保健師	1 3	
市川	学校、企業等の地域関係者からの相談への対応及び情報提供	オンデマンド講演会 小児慢性特定疾病児及びその家族の地域生活を支える～医療的ケア児支援の今～	1回	1	1	目的 在宅で暮らす医療的ケア等を必要とする児童とその家族と関わる多職種が、医療的ケア児等コーディネーターや国・県の制度、地域ネットワークを共通認識することで連携を深め、よりよい支援の輪を結ぶことを目的とする。 内容・講師 小児慢性特定疾病児及びその家族の地域生活を支える～医療的ケア児支援の今～をテーマに、1機関15分程度×6機関で構成したオンデマンド講演会。	①管内教育委員会、公立学校、幼稚園、保育園、医療機関、行政(母子保健課、こども施設運営課、障害福祉課等)、訪問看護事業所、その他医療的ケア児に関する業務に従事する者・職員 ②未定 ③YouTube「千葉県公式セミナーチャンネル」によるオンデマンド配信 ④令和5年12月19日(火)～令和6年1月31日(水) ⑤関係機関へ案内を郵送 ⑥QRコードより申込	在宅で生活する医療的ケア児を中心に支援する関連機関それぞれの役割・関わり・取り組みを知ることで、より良い支援の輪を結び、医療的ケア児及びその家族への支援の質を向上させる。オンデマンド講演会であることから、申込数・視聴数及び事後アンケートで事業評価を行う。	保健師 医療的ケア児等コーディネーター 行政職 看護師	1 2 3 1	
印旛	学校、企業等の地域関係者からの相談への対応及び情報提供	地域関係者向け講演会(実施予定)	1			目的:長期療養児とその保護者の疾患に関する知識の向上、家族同士の情報交換等により不安の軽減を図る。  内容・講師:調整中。	①長期療養者支援者(保育・幼稚園関係者、小・中・高校関係者、訪問看護ステーション・障害福祉サービス事業所職員等) ② ③オンライン開催予定。 ④未定 ⑤関係機関へ通知送付 ⑥未定。		医師か看護師 保健所保健師	1 2~3	
海匝	学校、企業等の地域関係者からの相談への対応及び情報提供	令和5年度自立支援講習会	1	1	1	目的 ・医療的ケア児の災害対策について、家族が備えておくこと、行政及びその関係機関が備えておくことについて知識を深め、当事者の自助力と地域の対策強化を図る。 内容 ・講演会「医療的ケア児を守災害への備え(仮)」 令和6年1月~2月に集合形式により実施予定。	①管内各市母子保健担当、各市保育・教育機関及び医療機関、福祉施設、訪問看護ステーション、関係機関職員等。(仮) ②上記対象者へ周知のうえ、参加者を募る。 ③旭市民会館(第一候補) ④13:30~15:30 ⑤対象者へ案内文を送付 ⑥FAX、電話により受付		保健師	2	
山武	【実施予定】学校、企業等の地域関係者からの相談への対応及び情報提供	【実施予定】研修会	1			【目的】 慢性の疾患を抱え長期に療養が必要な児童生徒(以下「長期療養児」という)が在籍することが多い小中学校教職員に対し、児童・生徒の状況の理解、学校現場での支援、配慮について理解を促すことにより、長期療養児本人や保護者の不安軽減を図る。 【内容】 講演「教育現場における長期療養児への理解と支援」 講師:東洋大学文学部教育学科 教授 谷口明子 氏	①管内小中高等学校 教職員、管内市町村等関係職員等 ② ③山武保健所 ④令和5年12月8日午後2時から午後4時まで ⑤郵送にて通知、千葉県HPでの周知 ⑥FAXでの申込	【実施予定】	大学教授 保健師	1 4	
松戸	療育相談指導	小児慢性特定疾病自立支援事業ニュースレター	1	0	0	目的および内容 相互交流事業の代替事業として実施。小慢受給者等に対する情報提供のため、および受給者等と保健所のつながりを作る目的でニュースレターを作成。内容は、松戸特別支援学校、児童発達支援センターについて掲載予定。令和6年度小児慢性特定疾病医療費助成制度更新案内に同封予定。	①小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者およびその家族 ②600部程度配布 ③なし ④令和6年度小児慢性特定疾病医療費助成制度更新案内に同封 ⑤④と同様 ⑥なし	・昨年度末から配布したニュースレターについては、同送したアンケートに「移行期支援センターについて知るきっかけになった」等の記載があり、保護者への情報提供に一定の効果が得られた。 ・次回令和6年度更新案内に同封予定。別途講演会・交流会の様子を掲載したニュースレターの送付も予定している。			

印旛	療育相談指導	災害準備関係	随時	随時	随時	<p>目的:小児慢性特定疾病医療受給者への災害時の対応について、注意喚起を図る。小児慢性特定疾病児童等のうち、人工呼吸器・人工心臓を使用している児に対し、災害時対応方法について周知を図る。</p> <p>内容:受給者証交付時に「災害の備え～印旛保健所～」を送付。小児慢性特定疾病児童等のうち、人工呼吸器・人工心臓を使用している児に対し、「災害発生時及び事前注意喚起について」を送付。</p>	<p>①小児慢性特定疾病医療受給者 ②小児慢性特定疾病医療受給者証所持者 ⑤受給者証交付時に配布。 人工呼吸器・人工心臓装着者への周知については、年度1回送付。</p>	<p>今年度より、災害時の事前周知の一環として人工呼吸器・人工心臓装着者に対して送付を実施した。 受給者証交付時に「災害の備え」を送付しているものを、色紙に変更した。</p>	保健師	1
----	--------	--------	----	----	----	---	--	---	-----	---

## 2 任意事業

保健所	区分	事業名	実施回数	来所実数	来所延数	事業目的・内容	①対象者 ②出席者数 ③会場 ④時間 ⑤周知方法 ⑥受付方法	評価・事業の効果	従事者(1回あたり)	
									職種	人数
習志野	その他自立支援事業	講演会	1	—	—	<p>病気を抱えながらも成長・発達していくことを理解し、自立に向けて必要な知識や制度を学び、療養生活の向上と自立促進を図る。</p> <p>演題「移行期医療ってなに？」 講師 千葉大学医学部附属病院 移行期医療支援センター 看護師 湯口 梓 氏 ソーシャルワーカー 江島 咲紀 氏</p>	<p>①小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者とその家族 ②実施前のため不明 ③千葉県公式セミナーチャンネルによる配信のため会場なし ④令和6年1月頃配信開始 ⑤対象者へ案内を郵送 ⑥—</p>		看護師	1
印旛	相互交流支援事業	障害児を育てる親子サークルへの支援	2	2	2	<p>目的:サークルに参加し、小児慢性特定疾病児の療養状況の把握と相談、情報提供を行う。</p> <p>内容:成田日赤を会場として行われているサークルに参加し、相談や情報提供を行う。本人の了解のもと、ピアの支援が必要と思われるケースをつなぐ。</p>	<p>①サークル参加者 ②3～7人 ③成田赤十字病院A棟8階講堂 ④午前10時～午後1時まで ⑤チラシ、医療機関、参加者からの口コミ ⑥予約不要</p>	<p>サークルに参加されている、管内の小児慢性特定疾病児の近況を把握できた。 医ケア児を持つ親が、気にかけている事を把握する事ができた。</p>	保健師	2～5
山武	その他自立支援事業	自立支援事業	1	10	10	<p>目的 小慢受給者及びその家族が炎症性腸疾患に関する病態、食生活について知識を得ることで、自立に向けた健康管理ができる。</p> <p>内容 講演1「炎症性腸疾患の基礎知識と最新情報・もしもの備え」 講師 成田赤十字病院 消化器内科副部長 万代恭史 医師 講演2「炎症性腸疾患活動期・再燃期の食事～おなかにやさしいごはん～」 講師:東邦大学医療センター佐倉病院 栄養部 管理栄養士 鮫田真理子 氏 ※病態栄養教室を兼ねている。</p>	<p>①炎症性腸疾患で療養している小慢受給者 ②10名 ③山武保健所、ZOOM ④令和5年10月4日午後2時から午後4時まで ⑤受給者への郵送による通知 ⑥FAX、電話、ちば電子申請サービス</p>	<p>講演は療養生活に活かせるもので、特に管理栄養士の講演については、体調によって食べられる食品・避けるべき食品が具体的に例示されていた。これにより、対象者が日々の食生活について、自立に向けた健康管理を行うことにつながる講演会を実施できた。</p>	医師 管理栄養士 管理栄養士(HC) 保健師	1 1 1 1